



早いもので今年も残すところ後1か月を切りました。現在、カタールで開催されているサッカーワールドカップでの日本代表の奮闘は、世界から注目を集めていますね。また、日本人サポーターたちの観戦後の清掃活動にも賛辞が送られています。日本人らしさがワールドカップなどの世界大会をきっかけに知られることを考えると、参加国の文化を知るよい機会にもなりますね。今後のサッカー日本代表の活躍も見守っていきたいと思います。

相続登記の義務化まで1年半を切りました

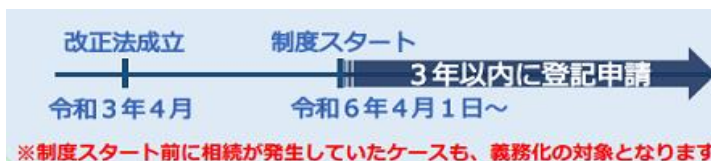
相続した不動産の登記が令和6年4月からは、**法律上、義務化**されます。

相続登記は、相続により不動産を取得した時に不動産名義を相続人に変更することですが、これまでは、相続で譲り受けた不動産を登記するかどうかは、任意であったため、登記はそれぞれの相続人の判断に委ねられていました。そのため、相続人が固定資産税などの税負担を避け、土地管理のわずらわしさから放置されるケースが多く生じていました。そのため、登記簿上の名義は死亡者（被相続人）のままとなり、登記簿上の名義が、放置され続け世代交代が進めば、法定相続人は、知らないうちに増えてしまいます。

そのため、国は、土地所有者の責務を明確化して、**令和6年4月から**相続による取得を知ってから3年以内の登記申請を義務付け、正当な理由なく怠った時には、

10万円以下の過料が科されることになりました。

施行前に相続が発生した不動産においても所有権移転登記（相続登記）が義務となります。



こちらは、**施行日である令和6年4月1日から3年以内の相続登記が義務**となります。相続登記をしないままにしておくと不動産の売却や担保設定ができないこととなります。

<義務化の効果>

相続不動産登記の義務化により、被相続人名義のまま不動産の売買や担保の設定ができなくなります。このため仮に買い手が現れて相続人と買い手の間で不動産の売買契約まで取り交わしたとしても、**被相続人から買い手に直接所有権の移転登記をすることはできません。**

参考までに相続登記について登録免許税が免税される場合があります。

免税期間は**令和7年3月31日**までとなっています。

【相続により土地を取得した方が**相続登記をしないで死亡した場合の相続登記**】

登記名義人となっている被相続人Aから相続人Bが相続により土地の所有権を取得した場合において、その相続登記をしないまま相続人Bが亡くなったときは、

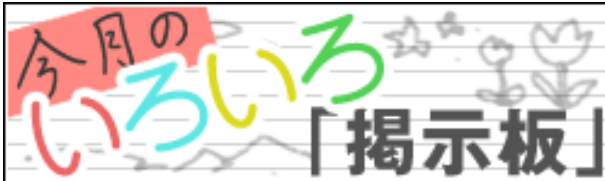
相続人Bをその土地の登記名義人とするための

相続登記については、登録免許税が免税となります。



相続登記は**時間が経てば経つほど**、新たな相続が発生し相続人が増える、相続登記に重要な書類を紛失するなどにより手続きが煩雑になっていくおそれがあります。

所有者不明土地問題の深刻化が解消されるとよいのですが、**相続登記の義務化**をきっかけに、ご自身所有の土地などが、おありの方は、名義人やご住所などの確認と合わせて、今後の子や孫の相続のことも考えられてみてはいかがでしょうか。



【手書きの領収書 インボイスでも通用する?】

インボイス制度に対応するために必要な会計ソフトや受発注システム、決済ソフト、それらを用いるパソコンやタブレット、レジなどの費用には各種補助金が活用できるようですが、手書きの領収書は、インボイスでも通用するのでしょうか？

手書きの領収書でも、次の事項が記載されていれば、**適格請求書に該当します**。

- ① 発行者の氏名（名称）と登録番号
- ② 年月日
- ③ 資産または役務の内容
- ④ 税抜または税込価額を税率ごとに区分した合計金額と適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税等
- ⑥ 書類を受ける相手の氏名（名称）

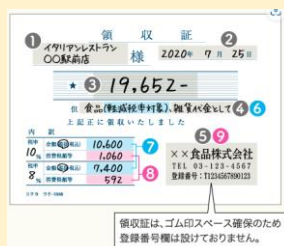
インボイス制度が始まる令和5年10月まで1年を切りました。開始後に慌てることのないように、今から少しずつ準備しておくようにしましょう。**なお、令和5年10月1日から登録を受ける事業者は、同年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。**

要件を満たさない手書きの領収書を受領した相手方は、仕入税額控除ができないこととなります。

問題は、要件を満たさない領収書を受領した相手方からクレームと領収書の再交付を要求されるということになる点です。**トラブル防止のためには要件を満たす領収書のひな型をあらかじめ用意しておけば安心か**と思います。

コクヨの手書きの伝票をご参考までに掲載しておきます。

- ① 受領者の氏名または名称
- ② 取引年月日
- ③ 対価の額（税込）
- ④ 取引内容
- ⑤ 発行者の氏名または名称
- ⑥ 軽減税率対象品の譲渡である旨
- ⑦ 税率の異なるごとに合計した対価の額
- ⑧ 税率の異なるごとに合計した消費税額、適用税率
- ⑨ 適格請求書発行事業者の登録番号



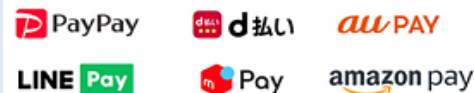
※国税のスマホ決済 12月開始!

国税庁は、所得税や法人税といった国税の納付について、12月1日からスマートフォンの決済アプリを利用可能にすると発表しました。

新たに設ける「国税スマートフォン決済専用サイト」にアクセスし、利用可能な決済サービスを選択することで、納税できるようになります。

クレジットカードによる納付では、金額に応じて**手数料**を支払わなければなりませんでした。が、**スマートフォン決済では、不要**となります。

対象となるアプリは、以下の6種類となっております。



(画像は、国税庁公式サイトより転載)

アプリの残高を用いた決済のみが行えるようになっており、上限金額は30万円です。なお、クレジットカードとの連携による支払いはできません。

決済専用サイトのURLや具体的な手続きの流れについては、12月1日に国税庁のホームページ上に掲載される予定となっております。

今年1月4日より導入予定が、システム開発の遅れを理由に延期になっていましたが、スマートフォン決済をご利用される方には、便利になりますね。

領収書が、発行されないの、領収書が必要な方は、最寄りの金融機関又は所轄の税務署窓口で納付してください。



※スタッフブログ※

弊所ホームページにて、**事務所スタッフによるブログ**を公開しております。税務にまつわる話や日常のできごとなどを掲載しておりますので、ぜひお気軽にご覧ください。

優経税理士法人

(経済産業省認定) 経営革新等支援機関
〒162-0825 東京都新宿区神楽坂6-48 TOMOS 神楽坂4階
TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458
✉ukz@uk-g.co.jp 🌐http://www.uk-g.co.jp



いつでもお気軽にお問い合わせください。スタッフ一同、心よりお待ちしております。